

令和元年10月1日から

3歳から5歳までの幼稚園、保育園、認定こども園などを 利用する子どもの利用料(保育料)の無償化が始まりました

※ 0歳から2歳までは住民税非課税世帯の子どもたちが対象になります。



幼稚園、保育園、認定こども園などを利用する子ども

対象

- ▽ 幼稚園、保育園、認定こども園などを利用する3歳から5歳までの子ども(自由契約児を除く)
満3歳になった後の4月1日から小学校入学前までの3年間
- ※ 幼稚園については、入園できる時期に合わせて満3歳から無償化します。
- ▽ 0歳から2歳までの子ども(住民税非課税世帯が対象)

※ 子ども・子育て支援新制度の対象とならない幼稚園については、無償化となるための認定などの手続きが必要です。

対象施設・事業

- ▽ 幼稚園、保育園、認定こども園に加え、**地域型保育(※1)**、**企業主導型保育事業(標準的な利用料)**も同様に無償化の対象となります。
- ※1 地域型保育とは、小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育を指します。

無償にならないもの

- ▽ 給食費、通園バス代、行事費、教材費などの実費徴収する分。ただし、一定の条件により副食(おかず・おやつなど)代は無償化の対象になります。
- ▽ 幼稚園については、最大月額上限2万5,700円を超える分。

子どもが2人以上の世帯の負担軽減のため、現行制度を継続し、保育園などを利用する最年長の子どもを第1子とカウントして、0歳から2歳までの第2子は半額、第3子以降は無償となります。

幼稚園の預かり保育を利用する子ども

対象・利用料

- ▽ 無償化の対象となるためには、**事前に**在住の市町村から「**保育の必要性の認定**」を受ける必要があります。
- ※ 原則、通園している幼稚園を経由しての申請となります。「保育の必要性の認定」を受けるためには、就労などの要件があります。町内保育園入所要件と一部異なります。詳しくは子育て支援課にお問い合わせください。
- ▽ 幼稚園の利用に加え、**利用日数に応じて、最大月額1万1,300円までの範囲**で預かり保育の利用料(保育料)が無償化されます。